

生活保護世帯の子どもの大学等への進学に関する制度の見直しを求める意見書

生活保護制度は、生活に困窮する者がその利用しうる資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件としており、稼働年齢に達している者については、原則として就労することとなっている。

このため、生活保護世帯の子どものが、夜間大学等を除く大学等に進学する場合は、その子どもは保護費の給付の対象外とされている。

こうした中、生活保護世帯の大学等進学率は、2016年度において、33.1%となっており、全世帯の大学等進学率73.2%に比較して著しく低い状況にある。

貧困が世代を超えて連鎖しない環境を整備し、生活保護世帯の子どもの自立を助長していくことは重要な課題であり、大学等への進学は職業選択の道を広め、ひいては貧困からの脱却を実現する有益な方法の一つである点を踏まえ、生活保護世帯の子どもの大学等への進学について、生活保護を受けていない世帯との公平性を考慮しつつ、その取扱いを見直す必要がある。

よって、国会及び政府におかれましては、大学等に進学する場合の住宅扶助費の減額措置の廃止など、生活保護世帯の子どものが大学等に進学しやすい制度への見直しを行うよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月13日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	大	島	理	森	殿
参	議	院	議	長	伊	達	忠	一	殿
内	閣	総	理	大	臣	安	倍	晋	三
財		務	大	臣	麻	生	太	郎	殿
総		務	大	臣	野	田	聖	子	殿
文	部	科	学	大	臣	林	芳	正	殿
厚	生	労	働	大	臣	加	藤	勝	信
内	閣	官	房	長	官	菅	義	偉	殿